

【平成30年度】川越市地域防災計画の修正方針

1 修正の趣旨

近年の災害を踏まえ、市の防災体制の見直しを実施しました。その結果を反映させるため、川越市地域防災計画の修正を行います。

2 主な修正項目

○防災体制等の見直しに伴う修正事項

- ・市の活動体制における配備基準及び配備体制決定手続きの見直しに伴う修正
- ・情報整理班の新設に伴い、情報伝達経路等を修正

○前回修正以降に整備済みの修正事項

- ・第4次総合計画改訂に伴う、計画の基本方針（防災ビジョンを含む）の見直し
- ・荒川・入間川流域の浸水想定区域見直しに伴い、見直しされた想定最大規模の浸水想定区域図等に修正
- ・新たな水害ハザードマップの作成に伴う概要の修正
- ・防災都市づくりの体系に策定された「川越市立地適正化計画」を追加記載
- ・地震ハザードマップ作成に伴う液状化危険度マップの修正
- ・業務継続計画において、防災中枢拠点となる本庁舎が使用できない場合の代替施設が、東庁舎から保健所・保健センターへ変更されたため修正（業務継続計画との整合）
- ・災害時における職員参集システムの活用を開始したため記載
- ・広域応援体制の整備において、今後の受援計画の策定を記載
- ・新たな道路供用に伴い、市指定の緊急輸送道路を見直したため修正
- ・応急仮設住宅用地候補地として、都市公園を追加指定したため修正
- ・帰宅困難者対策協議会の設置及び帰宅困難者対策訓練の実施を記載
- ・避難行動要支援者全体計画の策定に伴う所要の修正
- ・埼玉県災害ボランティア登録制度の廃止に伴い、関連事項を削除
- ・災害対策基本法の改正に伴い、放置自動車の移動について記載されたため
- ・避難所等におけるペットの取り扱いについて、より詳細に記載
- ・水防法改正により避難確保計画の作成と訓練が義務化されたため、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の一覧表を追加掲載
- ・洪水予報及び水防警報の発表基準の変更に伴う所要の修正

○その他

- ①行政組織の改正に伴う所要の修正を行います。
- ②新たな災害時における相互応援協定の締結など、整備済みの項目について修正を行います。

3 修正の時期

平成31年3月頃